

○大鹿村議会基本条例

令和8年3月13日

条例第1号

前文

大鹿村議会（以下「議会」という。）は、村民から選挙で選ばれた議員で構成される村の最高意思決定機関であり、議事機関としての役割と責務を果たすことにより、村民福祉の向上と村政の発展に寄与する使命を負っています。

地方分権の進展とともに地方自治体の裁量権が広がり、議会及び議員の果たす役割の重要性が一層増しています。議会は、多様な民意を的確に把握し、村政に反映させるとともに、常に「村民の代表」としての自覚のもと、村長など執行機関と独立・対等で緊張ある関係を保ちながら、村の政策の決定と事務執行について監視及び評価を行い、更には政策の立案及び提言を行うという重要な役割があります。

ここに、議会の基本理念、議員の責務や活動に関する基本的事項を明らかにし、村民に信頼される議会、開かれた議会、村民参加型の議会を目指し、議会改革を継続・発展させるため、大鹿村議会基本条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、大鹿村議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を明らかにして、豊かで住みよい村づくりに寄与することを目的とします。

（基本理念）

第2条 議会は、村の意思決定を担う議決機関としての責務を自覚し、村民の意思を村政に反映させるべく、議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指します。

（議会の責務と活動原則）

第3条 公正性及び透明性を確保し、村民に開かれた議会を目指します。

2 議会は、村民の多様な意見を的確に把握し、村政に反映させるために議会活動を行います。

（議員の責務と活動原則）

第4条 議員は、議会が言論の場であることや合議制機関であることを認識し、議員間での自由な討議を積極的に行います。

2 議員は、調査や研究活動を通じて常に自己研鑽し、村民の代表としてふさわしい活動を行います。

（議会運営の原則）

第5条 議会は、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制機関としての議会の役割を果たします。

2 議会は、議案の審議又は審査を行うとともに、政策等の立案や提言を行います。

(村民の議会への参加及び情報公開)

第6条 議会は、村民の意向が村政並びに議会活動に十分反映できるよう、意見交換の場などを設け、村民の議会活動に参画する機会の確保に努めます。

2 議会は、前項の目的を達成するため、議会だよりを発行し、議会報告会等を開催します。また、請願、陳情等の審議に当たっては、村民等からの意見を聴くなどの的確な対応に努めます。

3 議会は、議決責任を深く認識し、情報の公開・発信により説明責任を果たします。

(行政との基本的な関係)

第7条 議会は、村長及び執行機関の職員(以下「村長等」という。)と常に緊張関係を保持し、村長等が提案する政策等についてその形成過程の説明を求めるとともに、事務執行の監視と評価を行い、政策立案や政策提言を通じて村政の発展に取り組めます。

2 議員は、一般質問を行う場合、1問1答方式で行い、論点や争点を明確にします。

(議会の機能の強化)

第8条 議会は、意思の決定機関として機能強化を図るため、必要と認められるものを議決事項として追加することができます。

(議員定数)

第9条 議員定数は、別の条例で定めます。

2 議員定数の改正は、村政の現状と課題及び将来の予測と展望等を十分に考慮して行います。多様な民意を十分に議会に反映できるものにします。

(議員報酬)

第10条 議員報酬は、別の条例で定めます。

2 議員報酬の改正に当たって議員が提案する場合は、村民の意見を客観的かつ総合的に考慮して行います。

(議会事務局の体制強化)

第11条 議会は、議会及び議員の政策立案機能を高めるため、議会事務局の体制整備を図り、調査及び法務機能を強化するよう努めます。

2 議会事務局は、議会活動に必要な資料や文献等を整備するよう努めます。

(最高規範性)

第12条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定又は改廃する場合は、この条例との整合を図ります。

(検証及び見直し)

第13条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを常に検証し、見直しが必要と認められるときは、この条例を改正します。

2 この条例に係る規則等は別に定めます。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。